

子幼保第6295号
令和5年3月8日

私立保育所
地域型保育事業所
認定こども園
(保育所部分)

在園児保護者 様

さいたま市長 清水 勇人

令和5年4月以降における新型コロナウイルス感染症に係る
臨時休園等及び利用者負担額（保育料）の取扱いについて

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、保育所等においては、国の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症陽性者の発生等に伴う臨時休園・応急保育の実施や登園自粛要請の対応を行っており、また、利用者負担額（保育料）については、臨時休園等期間中の登園日数に応じた日割り計算による減免を行っているところです。

今般、国より、現在は感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、臨時休園等を行うことを国から要請することは想定されない状況であることから、新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額の減免措置を令和5年4月以降は廃止する旨示されました。

つきましては、本市における取扱いを以下のとおりといたしますので、ご確認くださるようお願いいたします。

【利用者負担額（保育料）の減免】

■これまで国の規則等に基づき利用者負担額（保育料）の日割り計算による減免を行っていることから、国における減免措置の廃止に伴い、令和5年4月以降における新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額（保育料）の減免は行わないこととする。（市外在住の方におかれましては、お住まいの自治体にお問い合わせください。）

【臨時休園・応急保育の実施及び登園自粛要請】

■上記国の考え方等に基づき、令和5年4月以降においては、新型コロナウイルス感染症陽性者発生等に伴う臨時休園・応急保育の実施及び登園自粛要請を原則として行わないこととする。

なお、複数の保育士が陽性者となるなど、保育体制が確保できない恐れがある場合には、例外的に、臨時休園等の対応を行うことがありますが、利用者負担額（保育料）の減免はありません。

また、保護者の皆様におかれましては、引き続き以下の点にご留意いただくようお願いいたします。

- ・お子様やご家族の健康管理に努めていただくこと。
- ・お子様やご家族が陽性者となった場合をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する状況が発生した場合は、速やかに施設へ連絡すること。

本取扱いにより、これまでの対応から大きく変更となることから、保護者の皆様におかれましてはご心配をおかけすることと存じますが、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

【担当】

子ども未来局 幼児未来部

保育課 民間保育係

電話 048-829-1866

FAX 048-829-2516